

## もみじケア訪問介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 もみじケア株式会社が開設するもみじケア訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障がい福祉サービス事業（居宅介護）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、障がい者（児）に対し、適切な障がい福祉サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的におこなう。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町や他の障がい福祉サービス事業を行うもの、その他の保険医療サービス、福祉サービスを提供するものとの連携を図るとともに、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障がい児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 もみじケア訪問介護事業所
- 2 所在地 広島県廿日市市廿日市二丁目5番9号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業者に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤・サービス提供責任者、訪問介護員兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な業務を行う。
- 2 サービス提供責任者 13名（常勤13名、訪問介護員兼務）  
サービス提供責任者は、事業所に対する障がい福祉サービスの利用の申し込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する。
- 3 訪問介護員 86名（常勤13名、非常勤73名）  
訪問介護員は、居宅介護計画等に基づき、障がい福祉サービスの提供にあたる。
- 4 事務職員 5名（常勤1名、非常勤4名）  
事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。  
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 3 上記営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 1 身体障がい者
- 2 知的障がい者
- 3 障がい児
- 4 精神障がい者
- 5 難病等対象者

(障がい福祉サービスの内容)

第7条 この事業所が提供する障がい福祉サービス内容は次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
  - ア 食事の介護
  - イ 排泄の介護
  - ウ 入浴の介護
  - エ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 3 家事援助に関する内容
  - ア 調理
  - イ 洗濯
  - ウ 掃除
  - エ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- 4 通院の介助（事業所の従業者が自ら自動車を運転して通院する通院等の介助を除く）
- 5 生活等に関する相談及び助言
- 6 その他の生活全般にわたる援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、障がい福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「支給決定障がい者等」という。）から、市町が定める負担上限月額の内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない障がい福祉サービスを提供した際は、支給決定障がい者等から法第29条の第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において障がい福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。
  - (1) 事業所から、片道概ね1kmあたり 20 円
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障がい者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、廿日市市（吉和地区を除く）及び広島市佐伯区（湯来地区を除く）の区域とする。

(緊急事等における対応)

第10条 事業所の従業者は、障がい福祉サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した障がい福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した障がい福祉サービスに関し、法の定めるところにより、市町又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族から苦情に関して市町又は県が行う調査に協力するとともに、市町又は県から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止、身体拘束等の禁止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、訪問介護員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見人制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

○虐待防止に関して

1. 従業者への研修実施
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
3. 虐待の防止等のための責任者を設置する。

○身体拘束等の適正化に関して

1. 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
2. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者周知徹底を図ること。
3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画策定に関する事項)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。発生時には当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  2. 継続研修 年1回
  3. その他の研修
- 2 従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、障がい福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項はもみじケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成22年12月6日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月11日から施行する。

この規程は、平成28年10月10日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和1年11月1日から施行する。

この規程は、令和1年12月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和5年 7月 1日から施行する。  
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。